静岡県警察本部告示　第 23号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 103 条の規定による行政処分について、公開による聴聞を行うので、同法第 104 条の２第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年4月24日

静岡県警察本部長　　津田　隆好

1　聴聞の期日
令和7年5月14日　午前９時00分

2　聴聞の場所
静岡市葵区与一六丁目16番１号
静岡県警察本部中部運転免許センター

3　処分に係る者
別紙のとおり